

広労収基1106第1号
平成27年11月24日

建設業労働災害防止協会 広島県支部長 殿

広島労働局長



車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則
第167条の自主検査に係るもの）の公表等について

平素から、労働行政の推進につきまして御協力をいただき、御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づき、車両系建設機械の定期自主検査指針が定められ、別添のとおり官報に公示されました。

本指針は、平成27年7月16日付け基発0716第1号通達「硬質地盤油圧式くい圧入機に係る労働安全衛生関係法令の適用について」により、硬質地盤油圧式くい圧入機に係る車両系建設機械としての取扱いを明確にしたこと及び「せん孔機」について、近年、分離型のものが普及してきたことに伴い、これらの機械を含めた車両系建設機械の定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準が定められたものです。当該指針の内容については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び当局健康安全課において閲覧できます。

つきましては、貴会会員に対して指針について周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、車両系建設機械の検査業者については、特定自主検査の結果についての証明書の発行に関する事項等業務規程を変更した場合には、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の19の規定に基づき、業務規程の変更の報告を行う必要がありますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。